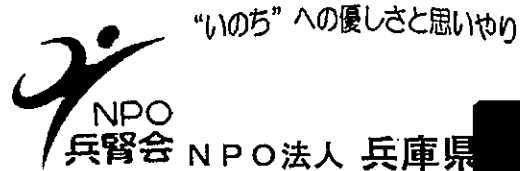


2019年7月12日

三田市長
森 哲男 様



会長 松菱 理恵子
阪神ブロック長 酒井 芳子
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 5-1-21
福建会館ビル6F
TEL 078(371)4382 FAX 078(371)8840

要望懇談について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、今年度も透析患者の医療と福祉につきまして、兵庫県下の各市町長の皆様と懇談の機会を頂戴致したく存じます。つきましては、ご多忙の折に誠に恐縮ではございますが、お時間をいただきたく存じますので、よろしくごお願い申し上げます。

－ 記 －

1. 訪問場所 三田市庁舎
2. 訪問日時 令和元年8月6(火) 午後1時00分
3. 訪問者 兵庫県腎友会 会長 松菱 理恵子
副会長 [REDACTED] (阪神ブロック長)
理事 [REDACTED] (阪神副ブロック長)
理事 [REDACTED] (阪神副ブロック長)
理事 [REDACTED] (阪神ブロック事務局長)
地域担当 [REDACTED]
4. 訪問内容 令和2年度予算に係る要望懇談
5. 必要事項 要望内容に関する回答書をお願いします。

※担当者 兵庫県腎友会 阪神ブロック事務局 [REDACTED]
TEL : 0798-36-9731 FAX : 0798-36-9732

令和2年度予算にかかる要望

1. 安心して治療生活を続けるために

① 「重度障害者医療費助成事業」を継続してください。兵庫県と市町行政の共同事業である重度障害者医療助成事業は崇高な理念のもとに始まった制度と理解します。透析医療の進歩にともない長期透析者が増加しているなか、複数の合併症を抱える方が増えております。そのような方の自己負担を軽減させるべく、きめ細かい対応をお願いするとともに兵庫県に対して本事業の継続を進言してください。

② 透析導入の主たる原因疾患が糖尿病性腎症であり、高齢化してきている現状から、腎機能障害者の認定基準の見直しを国に要望してください。また、兵庫県に対し、独自の認定基準を設けて、すべての透析患者は障害等級1級に認定されるように進言してください。

※障害等級1・2級該当者以外に「マル障」の対象を指定している市町

3級まで：尼崎市 芦屋市 川西市 三田市 神戸市 明石市 播磨町 多可町

4級まで：西宮市 宝塚市 小野市 加古川市(60歳以上)

③ 患者の高齢化と要介護者増加の現状を鑑み、通院支援に関わる具体的施策（タクシー券増冊・ガソリン代補助など）の充実を図ってください。特に郡部の交通事情、病院通院距離等を考慮して、きめ細かい一段の拝領をお願いいたします。

④ 現在、透析施設関連の入所施設（特養、サ高住など）が以前に比べて多くなっていますが、まだまだ十分とは言えません。低所得者でも利用できる施設を含め、今後とも推進をお願いいたします。また、地域包括ケアシステムの現状及び取り組みをお教えてください。

⑤ 透析患者は比較的要支援者が多く、通院、特に透析後の帰宅時に困難な状況に陥ります。「介護予防・日常生活支援総合事業」においても通院乗降介助サービスが受けられるよう支援内容を拡充してください。また、サービス利用に他市町との地域格差がないようお願いいたします。

⑥ 入所施設（特養、サ高住など）での透析患者の対応について、より良質で効果的なケアマネジメントを推進してください。また、ケアマネージャーの意識と実践力を高めるため、研修会等の具体的施策を講じてください。その際、腎友会との意見交換の機会を設けてください。

2. 腎疾患総合対策の充実をめざして

① 兵庫県が主催となって開催しています「兵庫慢性腎臓病シンポジウム」について、これ以上透析患者を増やさないという観点から、慢性腎臓病対策（CKD対策）事業を今後も後退することなく継続するよう進言してください。また、腎友会から講師（透析患者）を派遣させていただきますので、地域単位でのCKD予防啓発の機会提供にご協力をお願いいたします。

- ② 特定健診において、要再診者の受診率が低く手遅れになる人も見受けられます。要再診者の追跡指導（特定保健指導）を徹底してください。更に、「重症化ハイリスク者対策」、「医療機関で治療中の方への対策」や「保健指導に関わるスタッフの充実」などをお考えください。また、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の取組及び進捗状況をお教えてください。

3. 災害に備えて

- ① 透析患者の災害避難とは、透析環境（水・電気の確保・透析装置のある施設）等の整った施設への移動を意味します。厚生労働省が示す「災害時の人工透析供給体制の確保について」に基づき、今こそ県との連携により疾病別の具体的対策を講じてください。また、福祉避難所からすみやかに透析治療可能施設へ移動できるよう交通手段・経路の確保について特段の配慮をお願いいたします。
- ② 災害対策基本法の改正により作成が義務づけられた「避難行動要支援者名簿」につきまして、具体的な取組状況をお聞かせください。また、その際、NPO 法人兵庫県腎友会が運用する「兵庫県透析患者災害支援名簿」を活用してください。
- ③ 災害時の水の確保は、各自治体の理解が進み対応して頂いていることを感謝しております。

4. 患者の社会参加の為に

- ① 労働力不足のため、外国人労働者の導入が積極的に進められている中、国内の障害者・難病患者等の社会参加と就労を極力進めなければなりません。行政や関係機関及び民間に対し、積極的に就労機会提供に取り組むよう具体的な就労支援を行ってください。
- ② 平成 28 年の障害者差別解消法の施行に伴い、『対応要項』・『対応指針』・『支援措置』を作成されていると思います。厚労省のガイドラインでは透析患者には「通院への配慮」とありますが、具体的な取組内容をお教えてください。

5. 感染症対策の取組について

- ① 透析患者は感染症から肺炎を併発し死亡に至るケースが危惧されます。基礎疾患を持つ患者には「肺炎球菌ワクチン」接種によって重症化を避けることが期待できます。定期接種化後に行政としての独自の取組に見直し等がありましたらお教えてください。また、透析患者をはじめ基礎疾患を持つ患者においては、65 歳未満ですでに予防接種を受けた患者でも、医学的に可能な場合は 65 歳以上でも予防接種が受けられるようにしてください。
- ② 慢性疾患を持つ患者はウイルス感染しやすく、感染した場合に重篤な症状に陥る危険性が示唆されています。このような事態を想定した上で万全な対策を講じ、流行時は基幹病院等で難病患者への対応に特段の配慮をお願いします。